

藤沢市公告第182号

水難救護法（明治32年法律第95号）第24条第1項の規定に基づき、漂流物を拾得した者から、その物件の引渡しを受けたので、同法第25条第2項の規定に基づき公告します。

当該漂流物を所有者に引き渡しますので、所有者は、藤沢市役所総務部行政総務課まで申し出てください。

2026年（令和8年）8月19日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

主たる漂流物件	リュックサック（えんじ色）
内 容 物	ポーチ（白色・黒色）
	ポーチ（黒色・赤色）
	サングラスケース（サングラス含む）（黒色）
	眼鏡拭き（青色）
	フィッシングナイフ
	メガネケース（ピンク色）
	プラスチックケース（茶色）
	レインコート（茶色・黒色）
拾 得 年 月 日	2026年（令和8年）8月8日
拾 得 場 所	藤沢市江の島 西沖合の海上
	北緯35度18分23.88秒
	東経139度27分74.36秒
保 管 場 所	藤沢市総務部行政総務課
公 告 期 間	2026年（令和8年）8月19日から
	2027年（令和9年）2月19日まで